

あきた治験ネットワーク 事務局 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、あきた治験ネットワーク規約第8条第2項の規定に基づき、あきた治験ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所管事項)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営委員会、実務担当者連絡会議及び診療領域グループの庶務に関する事項
- (2) 加入、脱退に関する事項
- (3) 治験依頼者（依頼予定者を含む。）との対応に関する事項
- (4) 参加医療機関の施設概要情報等の管理に関する事項
- (5) 情報発信に関する事項
- (6) 治験従事者の研修等に関する事項
- (7) 治験ネットワークの庶務に関すること
- (8) その他治験ネットワークの運営に必要な事項

(組織)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
 - (2) 事務局職員
- 2 事務局長は、秋田大学医学部附属病院臨床研究支援センター長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、事務局長が選任する。

(事務処理)

第4条 事務局業務は、別に定める手順書等により処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局業務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月2日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。